

# 愛媛生協病院 施設基準

## 1. 医療機関の指定について

保険医療機関、労災保険指定、生活保護指定、原爆被爆者医療指定、原爆被爆者一般疾病医療取扱、愛媛県救急告示、居宅介護支援事業所難病、小児慢性特定疾患、自立支援(精神通院・障害者)、毒ガス障害者

## 2. 厚生労働大臣が定める施設基準について

- ・入院基本料  
一般病棟入院基本料1 3階病棟 44床
- ・特定入院料  
地域包括ケア病棟入院料1 4階病棟 44床
- ・基本診療料  
情報通信機器を用いた診療に係る基準、機能強化加算
- ・入院基本料等加算  
臨床研修病院入院診療加算、救急医療管理加算、診療録管理体制加算3  
医師事務作業補助体制加算1(15対1)、急性期看護補助体制加算(25対1)  
地域包括ケア病棟の看護職員配置加算、看護補助者配置加算、療養環境加算  
重症者等療養環境特別加算、医療安全対策加算2(医療安全対策地域連携加算2)  
感染対策向上加算2、患者サポート体制充実加算、後発医薬品使用体制加算1  
病棟薬剤業務実施加算1、データ提出加算1、入院支援加算1、総合機能評価加算、  
認知症ケア加算2、せん妄ハイリスクケア加算、看護職員処遇改善評価料61  
協力対象施設入所者入院加算
- ・特掲診療料  
ニコチン依存症管理料、薬剤管理指導料、入院ベースアップ評価料、外来在宅ベースアップ評価(Ⅰ)  
別添1の「第14の2」の1の(2)に規定する在宅療養支援病院、在宅がん医療総合診療料  
在宅時医学総合管理料又は特定施設入居時等医学総合管理料、検体検査管理加算(Ⅰ)・(Ⅱ)  
小児食物アレルギー負荷検査、脳血管疾患等リハビリテーション料(Ⅱ)  
運動器リハビリテーション料(Ⅰ)、呼吸器リハビリテーション料(Ⅰ)  
外来リハビリテーション診療料、夜間休日救急搬送医学管理料  
CT撮影及びMRI撮影、ペースメーカー移植術及びペースメーカー交換術  
医科点数表第2章第10部手術の通則5及び6に掲げる手術  
医科点数表第2章第10部手術の通則16号に掲げる手術  
地域連携夜間休日診療料、がん治療連携指導料、がん性疼痛緩和指導管理料  
精神科ショート・ケア「小規模なもの」、精神科デイ・ケア「小規模なもの」、外来化学療法加算2  
無菌製剤処理料、院内トリアージ実施料、夜間休日救急搬送医学管理料の救急搬送看護体制加算  
在宅持続陽圧呼吸療法指導管理料の遠隔モニタリング加算、療養生活継続支援加算  
外来・在宅ベースアップ評価料1、入院ベースアップ評価料57

## 3. 施設認定

厚生労働省指定 基幹型臨床研修病院  
日本プライマリ・ケア連合学会認定研修施設  
日本精神神経学会精神科専門医制度研修施設

## 4. 入院基本料について

当院は、入院患者数88人の一般病棟と地域包括ケア病棟で、一般病棟入院基本料の7対1入院基本料を算定しています。入院患者の平均が76名の場合、1日平均26名の看護師を配置します。  
3階病棟は、日勤11人、準夜3人(救急当番日4人)、深夜2人の合計16人を標準的な配置とします。  
・8:45～17:00 看護職員1人当たりの受け持ち数は、4人以内です  
・16:45～1:00 看護職員1人当たりの受け持ち数は、12人以内です  
・0:45～9:00 看護職員1人当たりの受け持ち数は、18人以内です  
4階病棟は、日勤6人、準夜2人、深夜2人の合計10人を標準的な配置とします。  
・8:45～17:00 看護職員1人当たりの受け持ち数は、8人以内です  
・16:45～1:00 看護職員1人当たりの受け持ち数は、22人以内です  
・0:45～9:00 看護職員1人当たりの受け持ち数は、22人以内です

### 入院時食事療養に関する事項

- ①当病院は、「入院時食事療養(Ⅰ)」の届出を行っており、管理栄養士によって管理された食事を適時(夕食については午後6時以降)、適温で提供しています。また年齢、病状による適切な栄養量及び適切な内容の食事を提供しております。
- ②医師の発行する食事せんに基づき、糖尿病食をはじめとした特別食を提供しております。
- ③病棟内の食堂で食事が出来るスペースを設置しております。

## 5. 特別の療養環境に係わる病室について

当院は、個室を含め入院差額室料をいただいております。個室の利用は、病気の重症度等に応じて決めさせていただいております。

## 6. 保険外負担について

保険外負担として、予防接種、診断書などがありますが、内容については、別に掲示しております。